



Little Parts. Big Difference.▶▶▶

第90回 定時株主総会 招集ご通知

当社は、株主総会資料の電子提供制度に基づき、株主総会資料につきましてはウェブサイト上での提供とし、総会のご通知としては法定事項に要点のみ追記した書面をお送りしております。

次年度以降、株主総会資料の書面での受領をご希望される株主様は、当社ウェブサイトの「株主総会資料を書面で受領するための手続き(書面交付請求)について」をご確認の上、株主名簿管理人（三井住友信託銀行）にお申し出ください。

<https://www.ykk.com/corporate/financial/stockinfo.html>

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前9時
受付開始：午前8時

開催場所

富山県黒部市吉田200番地
Y K K 50ビル1階会議場
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件
- 第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

目 次

第90回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類.....	5
事業報告.....	23
連結計算書類.....	46
計算書類.....	48
監査報告書.....	50

Y K K 株式会社

株 主 各 位

2025年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日
東京都千代田区神田和泉町1番地

YKK株式会社

代表取締役会長 **大谷 裕明**

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ykk.com/corporate/financial/assembly/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/0010403/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）または書面（議決権行使書用紙）によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、3頁の方法により2025年6月26日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前9時（受付開始：午前8時）
2 場 所	富山県黒部市吉田200番地 Y K K 50ビル1階会議場 (末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

3 目的事項	報告事項 1. 第90期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第90期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 第5号議案 役員賞与支給の件 第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする**議決権行使書用紙**を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人によるご出席の場合は、委任された株主の議決権行使書用紙及び委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。
- 「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」「連結注記表」「個別注記表」「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求された株主様に交付する書面には記載しておりません。
なお、本招集ご通知に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を、それぞれ作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類、その他電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 節電対応の一環として、株主総会当日はクールビズでご対応させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
以下の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時40分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議
決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時40分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議
決権行使書用紙を会場受付にご提出く
ださい。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前9時（受付開始：午前8時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封 見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第1、3、4、5、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

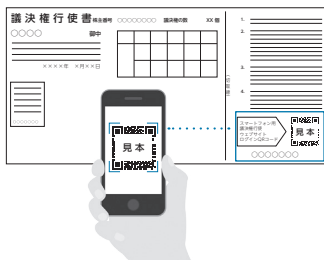
議決権行使書による議決権行使において、各議案に賛否の表示がない場合は、「賛」の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたしま
す。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

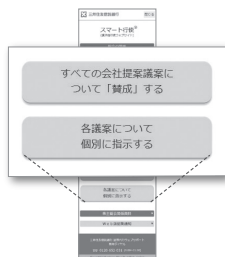
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

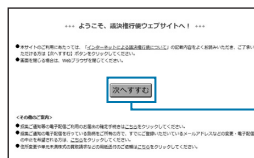
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

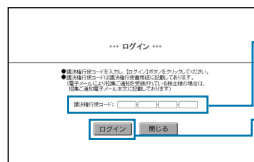
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

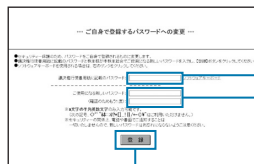
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当につきましては、健全な財務体質を維持・強化するための内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当の継続を基本とし、連結業績等を総合的に勘案して決定するとの方針を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

当期の連結業績は、連結営業利益が624億円、親会社株主に帰属する当期純利益が529億円となりました。当社グループを取り巻く事業環境につきましては、2025年度も引き続き慎重な見極めが必要ですが、当期の期末配当金は、連結業績や今後の事業展開のための資金需要等を総合的に勘案して、前期比400円増額の当社株式1株につき3,200円とさせていただきたいと存じます。

また、将来にわたって安定的な配当を目指していくために配当準備積立金を500,000,000円増額し、内部留保の充実を図るために別途積立金を7,800,000,000円増額することといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社株式1株につき金 3,200円 配当総額 3,836,087,360円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金 8,300,000,000円
増加する剰余金の項目及びその額	配当準備積立金 500,000,000円 別途積立金 7,800,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

おお たに ひろ あき
大谷 裕明

(1959年11月27日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1982年 3 月 当社入社
1984年12月より2014年 3 月まで香港、中国に海外勤務
2014年 4 月 当社副社長 ファスニング事業本部長
2014年 6 月 当社取締役 副社長 ファスニング事業本部長
2017年 4 月 当社代表取締役社長
2025年 4 月 当社代表取締役会長（現在）

【重要な兼職の状況】

YKKコーポレーション・オブ・アメリカ取締役会長
YKKホールディング・アジア社取締役
YKK中国投資社董事長

取締役候補者とした理由

同氏は、中国での海外勤務を含め、長年にわたりファスニング事業に携わり、2014年6月に当社取締役に、2017年4月に当社代表取締役社長に、2025年4月に当社代表取締役会長に就任しております。これらの経歴の中で、特に第5次・第6次中期経営計画において、積極的な事業展開を加速させるなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。

所有する当社の株式数

84.6株

取締役会出席状況

13/13回



所有する当社の株式数

50.0株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

2

まつ しま こう いち

松嶋 耕一 (1968年9月1日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1991年4月 当社入社
1998年2月より2017年3月まで欧州、中国、アジアに海外勤務
2017年4月 当社副社長 ファスニング事業本部長
2018年4月 当社副社長 ファスニング事業本部長
兼 ファスニング事業本部 ファスナー事業部長
2018年6月 当社取締役 副社長 ファスニング事業本部長
兼 ファスニング事業本部 ファスナー事業部長
2021年4月 当社取締役 副社長 営業本部長
2023年4月 当社取締役 副社長 事業戦略担当 兼 事業戦略本部長
2025年4月 当社代表取締役社長 (現在)

【重要な兼職の状況】

YKKホールディング・ヨーロッパ社取締役

取締役候補者とした理由

同氏は、欧州、中国、アジアでの海外勤務を含め、長年にわたりファスニング事業に携わり、2017年4月に当社副社長 ファスニング事業本部長に、2018年6月に当社取締役に、2025年4月に当社代表取締役社長に就任しております。これらの経歴の中で、特にファスニング事業において積極的な事業展開を加速させるなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

52.0株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

3

ほん だ さとし
本 田 聡

(1965年10月16日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4 月 当社入社
1991年 3 月より2009年 3 月まで米国に海外勤務
2009年 4 月 当社常務 経営企画室長
2013年 4 月 当社執行役員 経営企画室長
2016年 4 月 当社執行役員 経営企画室長 兼 グループ執行役員 南米担当
2017年 4 月 当社執行役員 経営企画室長
2019年 4 月 当社副社長 経営管理担当 兼 経営企画室長
2020年 4 月 当社副社長 経営管理担当
2020年 6 月 当社取締役 年金政策担当
CFO（最高財務責任者）
副社長 財務政策・経営管理担当
2021年 4 月 当社取締役 年金政策担当
CFO（最高財務責任者）
副社長 管理本部長
2023年 4 月 当社取締役 年金政策担当
CFO（最高財務責任者）
副社長 経営管理担当 兼 管理本部長
2025年 4 月 当社取締役 年金政策担当
CFO（最高財務責任者）
副社長 管理本部長（現在）

【重要な兼職の状況】

YKK企業年金基金理事長
YKK健康保険組合理事長

取締役候補者とした理由

同氏は、米国での海外勤務を含め、長年にわたり経営企画に携わり、2019年4月に当社副社長 経営管理担当に、2020年6月に当社取締役に就任し、年金政策担当 CFO（最高財務責任者）を務めております。これらの経歴の中で、特にグローバルに事業展開を行う当社グループにおける財務・投資リスクを適切に管理する体制の構築に貢献するなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

53.0株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

4

こ ばやし よし みね
小 林 喜 峰

(1965年10月26日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1988年 4 月 当社入社
1991年10月より2005年12月まで、2007年 1 月より2019年 3 月まで米国、アジアに
海外勤務
2019年 4 月 当社執行役員 工機技術本部 製造技術開発部 ファスニンググループ長
2021年 4 月 当社執行役員 製造・技術本部 製造・技術企画室長
2023年 4 月 当社副社長 製造・技術本部長
2023年 6 月 当社取締役 副社長 製造・技術本部長（現在）

取締役候補者とした理由

同氏は、米国、アジアでの海外勤務を含め、長年にわたり当社の製造・技術部門に携わり、2019年4月より工機技術本部、製造・技術本部の執行役員を歴任し、2023年4月に当社副社長 製造・技術本部長に、2023年6月に当社取締役に就任しております。これらの経歴の中で、特にファスニング事業における事業競争力の強化に向けた製造基盤の確立などの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

50.6株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

5

い け だ ふ み お

池 田 文 夫

(1958年2月23日生)

再 任

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年 3 月	当社入社
2007年 4 月	当社執行役員 工機事業本部 産業機械事業部 産業機械技術センター所長
2009年 4 月	当社専門役員 工機事業本部 建材機械事業部 建材機械技術開発部長
2010年 4 月	当社執行役員 工機技術本部 製造技術開発部 建材グループ長
2011年 4 月	当社常務 工機技術本部 製造技術開発部 建材グループ長
2013年 4 月	当社執行役員 工機技術本部 製造技術開発部 APグループ長
2016年 4 月	当社執行役員 工機技術本部 製造技術開発部長
2017年 4 月	当社副社長 工機技術本部長 兼 工機技術本部 製造技術開発部長
2018年 6 月	当社取締役 副社長 工機技術本部長 兼 工機技術本部 製造技術開発部長
2021年 4 月	当社取締役 副社長 製造・技術本部長
2023年 4 月	当社取締役 製造・技術担当
2023年 6 月	当社取締役 研究開発担当（現在）

取締役候補者とした理由

同氏は、略歴に記載のとおり、長年にわたり当社工機部門に携わり、2017年4月に当社副社長 工機技術本部長に、2018年6月に当社取締役に就任しております。これらの経歴の中で、特に工機技術本部及び製造・技術本部において、ファスニング・AP両事業の成長戦略の支援、技術・研究開発の強化などの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

50.0株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

6

ゆ も と か つ や
湯 本 克 也

(1965年6月17日生)

再 任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4 月 当社入社
1995年 5 月より2001年 8 月まで米国に海外勤務
2005年 4 月 YKK AP(株)管理統括部 法務部長
2007年 4 月 同社経営管理センター 法務部長
2010年 3 月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2010年 4 月 当社執行役員 グループ法務・知財センター長
2011年 4 月 当社常務 法務・知財センター長
2012年 4 月 当社常務 法務・知財部長
2013年 4 月 当社執行役員 法務・知的財産部長
2021年 4 月 当社執行役員 管理本部 法務・知的財産部長
2022年 6 月 当社取締役 コンプライアンス担当
CRO（最高リスクマネジメント責任者）
執行役員 管理本部 法務・知的財産部長
2025年 4 月 当社取締役 コンプライアンス担当
CRO（最高リスクマネジメント責任者）（現在）

取締役候補者とした理由

同氏は、米国での海外勤務などを経て、2010年4月に当社執行役員 グループ法務・知財センター長に、2022年6月に当社取締役に就任し、コンプライアンス担当 CRO（最高リスクマネジメント責任者）を努めております。これらの経歴の中で、特にコンプライアンス体制やリスクマネジメント体制の運用強化やリスク発生時には適切かつ迅速な対応を行うなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

100.6株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

7

ほり ひで みつ
堀 秀 充

(1957年11月24日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1981年 3 月 当社入社
1989年 6 月より2006年 9 月まで米国に海外勤務
2007年 4 月 YKK AP(株)執行役員 経営企画室長
2009年 4 月 同社上席常務 事業本部長
2009年 6 月 同社取締役 上席常務 事業本部長
2011年 6 月 同社代表取締役社長
2023年 4 月 同社代表取締役会長（現在）
2023年 6 月 当社取締役（現在）

【重要な兼職の状況】

YKK AP(株)代表取締役会長
YKK AP中国投資社董事長

取締役候補者とした理由

同氏は、米国での海外勤務を経て、2007年4月よりYKK AP(株)の執行役員を歴任し、2009年6月に同社取締役に就任し、2011年6月から2023年3月まで同社代表取締役社長を務め、2023年4月に同社代表取締役会長に、2023年6月に当社取締役に就任しております。これらの経歴の中で、特にAP事業において当社グループの事業を成長・拡大させるなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

0株

候補者番号

8

しき た とおる
敷田 透

(1968年9月14日生)

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1992年 4 月 当社入社
1999年 3 月より2025年 3 月まで中国、アジアに海外勤務
2021年 4 月 当社執行役員 YKK ベトナム社社長（兼）ASEAN事業総括
2023年 4 月 当社執行役員 営業本部長
2025年 4 月 当社副社長 事業戦略本部長（現在）

取締役候補者とした理由

同氏は、中国、アジアでの海外勤務を含め、長年にわたりファスニング事業に携わり、2021年4月に当社執行役員 YKKベトナム社社長（兼）ASEAN事業総括に、2023年4月に当社執行役員 営業本部長に、2025年4月に当社副社長 事業戦略本部長に就任しております。これらの経歴の中で、特に責任者として海外事業会社を急成長させ、また、営業本部の海外移管を本部長として実行するなど実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

11.0株

取締役会出席状況

12/13回

候補者番号

9

お の けい の すけ
小 野 桂之介

(1940年10月30日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年 4 月	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
1997年 6 月	同大学院経営管理研究科委員長
1997年10月	同大学院ビジネス・スクール校長
2001年 5 月	久光製薬㈱社外監査役
2003年 7 月	当社経営顧問
2005年 4 月	慶應義塾大学名誉教授（現在） 中部大学経営情報学部長・教授 兼 大学院経営情報学研究科長
2007年 4 月	中部大学学監 経営情報学部長・教授 兼 大学院経営情報学研究科長
2007年 6 月	当社社外取締役（現在）
2010年 4 月	中部大学副学長 兼 教授
2014年 4 月	中部大学特任教授
2015年 4 月	中部大学名誉教授（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、慶應義塾大学や中部大学での教授などを歴任しており、経営に対する造詣が深く、2007年6月に当社社外取締役に就任いただいた後、当社の取締役会においてミッション経営の見地より当社の企業価値の向上に向けた意見をいただいております。今後も引き続き、当社の経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

10

おかだ えりか
岡田 英理香

(1965年8月18日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1987年 8 月	メリルリンチ入社
1989年 6 月	(株)日本長期信用銀行（現 (株)SBI 新生銀行）入行
1992年 8 月	GEキャピタル入社
1999年 8 月	ワシントン大学ビジネススクール助教授
2007年 8 月	ハワイ大学シャイドラスクール准教授
2013年 6 月	ペンシルバニア大学ウォートンスクール客員准教授
2014年 5 月	一橋大学大学院教授（現在）
2015年 6 月	(株)カカココム社外監査役
2016年 6 月	(株)りそな銀行社外取締役
2018年 4 月	ピジョン(株)社外取締役
2022年 6 月	当社社外取締役（現在）
	(株)りそな銀行社外取締役監査等委員

【重要な兼職の状況】

一橋大学大学院教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、国内外の企業での投資銀行業務やファイナンス業務などの経験を有し、また、国内外の大学・大学院において長年消費行動の研究に携わり、マーケティングについて高度な専門知識を有しております。今後も引き続き、グローバルな経験及び高度な知見を活かし、当社の経営について助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小野桂之介氏及び岡田英理香氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野桂之介氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって18年となります。
- また、岡田英理香氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 小野桂之介氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

また、岡田英理香氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

5. 小野桂之介氏は、2024年5月まで久光製薬(株)の社外監査役として在任していたところ、同社は、2021年8月、同社が製造販売する一般用医薬品において不適切な製造を行ったことにより、佐賀県から行政処分を受けた旨を公表しました。同氏は、本件事実（一般用医薬品の不適切な製造）が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。同社の取締役会等において、日頃からガバナンス向上やコンプライアンスの観点から助言及び注意喚起を行い、当該事実の判明後は、コンプライアンスの更なる強化及び再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、その職責を適切に遂行しました。
6. 当社は、小野桂之介氏及び岡田英理香氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額として、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当社は、本総会において両氏の再任が承認された場合、両氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。当社は、本総会において各候補者の再任又は選任が承認された場合、各候補者との間で、上記補償契約を継続又は締結する予定であります。
8. 当社は、当社及び当社子会社であるYKK AP(株)の全取締役、監査役、執行役員、専門役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料は全て当社及び当社子会社であるYKK AP(株)が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役永田清貴氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



あさ の しん いち
浅野 慎一

(1958年11月10日生)

新任

【略歴及び当社における地位】

1981年 3 月	当社入社
1984年 3 月より1993年12月まで、1995年 9 月から2015年 3 月まで	米州、欧州、中国に海外勤務
2015年 4 月	当社執行役員 ファスニング事業本部 品質・環境センター所長
2017年 4 月	当社執行役員 ファスニング事業本部 品質・環境管理室長
2018年 4 月	当社執行役員 黒部事業所長
2020年 4 月	当社副社長 黒部事業所長 (2024年 3 月まで)

所有する当社の株式数

0.6株

監査役候補者とした理由

同氏は、米州、欧州、中国での海外勤務を含め、長年にわたり当社の製造・技術部門に携わり、2015年4月に当社品質・環境部門の執行役員に就任し、2020年4月から2024年3月まで当社副社長 黒部事業所長を務めました。これらの経歴の中で、特にグローバルな経験、技術者としての視点、品質・環境・安全管理の分野に関する相当の知見を得ております。

以上のことから、当社の監査役として、当社取締役の職務の執行を適切に監督できるものと判断しました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、本総会において、浅野慎一氏の選任が承認された場合、浅野慎一氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
3. 当社は、当社及び当社子会社であるYKK AP(株)の全取締役、監査役、執行役員、専門役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料は全て当社及び当社子会社であるYKK AP(株)が負担しております。候補者は、本総会において監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

【第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の取締役及び監査役のスキル・マトリックス】

当社取締役・監査役は、YKK精神「善の巡環」のもと、サステナビリティ、ダイバーシティを踏まえて経営について的確な意思決定や監督ができることを前提とし、各人の有する知識・経験・能力等をスキル・マトリックスにて一覧化し、知識・経験・能力等のバランスとダイバーシティに配慮した構成とすることとしています。

区 分	社内 /社外	氏 名	企業経営	グローバル	専 門 分 野				
					営業・マー ケティング	製造・技術	財務・会計	組織・人事	法務・コンプ ライアンス
取締役		大 谷 裕 明	○	○	○				
		松 嶋 耕 一	○	○	○				
		本 田 聡		○			○	○	
		小 林 喜 峰		○		○			
		池 田 文 夫				○			
		湯 本 克 也		○					○
		堀 秀 充	○	○	○		○	○	
		敷 田 透	○	○	○				
	社外	小野 桂之介	○			○	○	○	
	社外	岡田 英理香	○	○	○			○	
監査役	社外	新井 佐恵子	○	○			○	○	
		浅 野 慎 一		○		○			
	社外	南 晃	○		○		○		○
	社外	森 田 恒 平						○	○

※ 上記は各人の有する全ての専門性・知見・経験を表すものではありません。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される猿丸雅之氏及び監査役を退任される永田清貴氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた個人別報酬等の決定に関する方針及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
猿 丸 雅 之	2008年 6 月 当社取締役 副社長
	2011年 6 月 当社代表取締役社長
	2017年 4 月 当社代表取締役副会長
	2018年 6 月 当社代表取締役会長
	2025年 4 月 当社取締役（現在）
永 田 清 貴	2013年 6 月 当社常勤監査役（現在）

また、当社は、取締役及び監査役の報酬制度の見直しを行い、2025年1月31日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議しました。

これに伴い、第2号議案「取締役10名選任の件」及び第3号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任する取締役9名及び現在在任中の監査役3名に対し、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で、退職慰労金の打ち切り支給をいたしたく存じます。

ただし、支給の時期は、各取締役及び各監査役の退任の時とし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別報酬等の決定に関する方針及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。また、当社は、本定時株主総会の終結後、退職慰労金制度の廃止等を踏まえて、取締役の個人別報酬等の決定に関する方針を変更する予定です。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏 名	略 歴	
大 谷 裕 明	2014年 6 月 2017年 4 月 2025年 4 月	当社取締役 副社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長（現在）
松 嶋 耕 一	2018年 6 月 2025年 4 月	当社取締役 副社長 当社代表取締役社長（現在）
本 田 聡	2020年 6 月	当社取締役 副社長（現在）
小 林 喜 峰	2023年 6 月	当社取締役 副社長（現在）
池 田 文 夫	2018年 6 月 2023年 4 月	当社取締役 副社長 当社取締役（現在）
湯 本 克 也	2022年 6 月 2025年 4 月	当社取締役 執行役員 当社取締役（現在）
堀 秀 充	2023年 6 月	当社取締役（現在）
小 野 桂之介	2007年 6 月	当社社外取締役（現在）
岡 田 英理香	2022年 6 月	当社社外取締役（現在）
新 井 佐恵子	2023年 6 月	当社社外監査役（現在）
南 晃	2024年 6 月	当社社外監査役（現在）
森 田 恒 平	2024年 6 月	当社社外監査役（現在）

第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役10名（うち社外取締役2名）に対し総額111,400,000円（うち社外取締役分11,200,000円）及び監査役4名（うち社外監査役3名）に対し総額23,600,000円（うち社外監査役分16,800,000円）の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、当社の取締役の個人別報酬等の決定に関する方針は事業報告40頁から41頁までに記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針として相当であると判断しております。本議案は、取締役に対して付与する業績連動報酬としての役員賞与枠の決定を含む議案であるところ、当該方針において定められた業績連動報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らして必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額30百万円（執行役員兼務取締役の執行役員給与相当額を含む）、監査役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第61回定時株主総会において、月額4百万円以内とする旨ご決議いただき、現在に至っております。加えて、上記報酬限度額とは別枠で、毎年、株主総会の決議を経た上で、取締役及び監査役に役員賞与を支給してまいりました。

今般、取締役及び監査役の報酬制度の見直しを行い、2025年1月31日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することといたしました。それに加え、監査役の報酬については、その役割と独立性の観点から来期以降基本報酬のみ支給することといたします。これらの見直し及び他社の報酬動向を総合的に勘案し、役員の職責及び期待される役割に応じた適切な報酬水準を維持することに加え、機動的かつ柔軟な報酬支給を可能とするため、取締役に支給する報酬については、基本報酬、取締役賞与それぞれについて、監査役に支給する報酬については、基本報酬について、株主総会決議により年額の上限を設定することとさせていただき、基本報酬及び取締役賞与のいずれもその範囲内で支給することとさせていただきたく存じます。

当議案におきまして、取締役の報酬額は、基本報酬として年額400百万円以内、取締役賞与として年額400百万円以内、監査役の報酬額は、基本報酬として年額100百万円以内に改定させていただきたいと存じます。この取締役の報酬等の額には、従来と同じく使用人兼務取締役の執行役員給与相当額を含むものとしたいと存じます。

本議案を提案する理由は上記のとおりであり、その内容は相当であると判断しております。また、当社は、本議案が承認可決された場合には、取締役の個人別報酬等の決定に関する方針を本議案の内容に沿うよう変更する予定です。

なお、第2号議案「取締役10名選任の件」及び第3号議案「監査役1名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、取締役は10名、監査役は4名となります。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(経済環境)

当期における日本経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策のもとで緩やかな回復基調となりましたが、エネルギーコスト高や円安傾向継続による物価の上昇、人手不足等による人件費の上昇が続きました。世界経済は、全体としては底堅く推移したものの、各国の政権交代による政策動向やウクライナ、中東地域等の不安定な国際情勢といった様々な不透明要因があり、資源価格や為替相場等とともに、引き続き注視していく必要があります。

(当期の連結業績)

このような環境のもと、当期は当社グループ第6次中期経営計画（2021年度～2024年度）の最終年度として、中期経営ビジョン「Technology Oriented Value Creation『技術に裏付けられた価値創造』」のもと、第6次中期事業方針として、ファスニング事業では「新常態下での持続的成長～多様な顧客要望の実現と顧客創造～」、AP事業では「商品による社会価値の提供とモノづくり改革の実現」を目指し、それぞれの事業を推進してまいりました。

当期においては前期に引き続き不安定な世界情勢やインフレ等が継続しており、市場環境は好転していない中、当社グループにおいては、人件費及び材料価格の高騰への対応や円安の進行等が業績に影響しました。

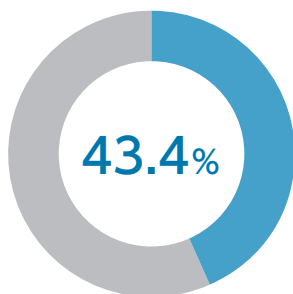
その結果、当期の連結業績は、売上高は前期比8.5%増の9,982億円、営業利益は前期比13.0%増の624億円、経常利益は前期比15.6%増の703億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比25.0%増の529億円となりました。

(事業別の業績)

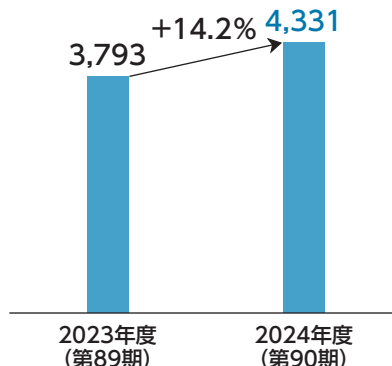
当期の事業別売上高及び営業利益は、次のとおりであります。

		2023年度 (第89期)	2024年度 (第90期当期)	前期比増減額	前期比 増減率
		億円	億円	億円	%
売上高	ファスニング事業	3,793	4,331	537	14.2
	A P 事業	5,381	5,616	234	4.4
	その他の	308	398	90	29.3
	計	9,483	10,346	863	9.1
	消去又は全社	△280	△363	△82	－
	連結	9,202	9,982	780	8.5
営業利益	ファスニング事業	333	475	141	42.6
	A P 事業	256	181	△75	△29.3
	その他の	△2	14	17	－
	計	587	671	83	14.3
	消去又は全社	△34	△47	△12	－
	連結	552	624	71	13.0

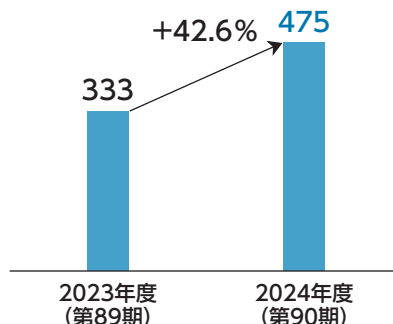
売上高構成比



売上高



営業利益

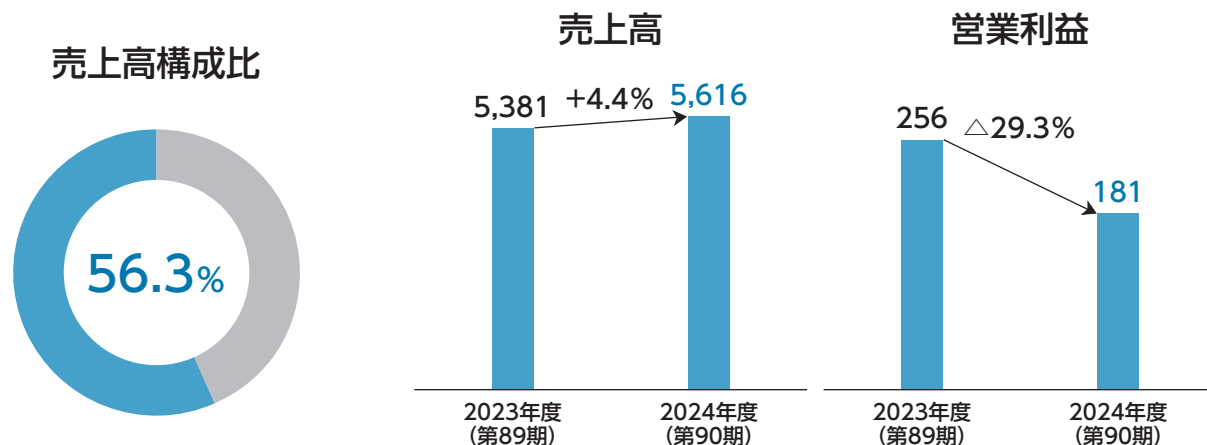


当期のファスニング事業を取り巻く事業環境は、アパレル小売市場においては2022年度来高止まりしていた在庫水準が適正な水準に戻りつつあるものの、世界的な物価高騰やエネルギー価格の上昇、欧州や中国経済の停滞、アメリカの政権交代による世界経済への影響等、景気の先行き不透明な状況が続きました。

このような事業環境のもと、顧客要望納期対応をはじめとした施策の奏功により、ISAMEA (India/South Asia/Middle East/Africa)、ASEAN、中国地域における販売が好調に推移し、さらに為替が前年同期比で円安に推移したことにより、増収となりました。

地域別では、日本地域においては、海外事業会社の好調によるグループ会社向け輸出販売の増加及び円安進行によるロイヤリティ収入増加による増収効果がありました。Americas地域においては、需要減少に伴う官需分野向け販売が低迷したものの、ジーンズ分野向け販売が回復しました。Europe地域においては、ジャケットや鞆等の高級分野におけるブランドホルダーの販売不振により販売が低調に推移しましたが、トルコ社でのトルコリラ安の為替影響とジーンズ好調による増収効果がありました。ISAMEA地域においては、加工輸出向け販売が好調に推移したことに加え、インド社で内需市場向け販売が好調に推移しました。ASEAN地域においては、スポーツアパレル分野をはじめとした加工輸出向け販売が好調に推移しました。中国地域においては、加工輸出向け販売及び内需市場向け販売が好調に推移しました。

その結果、売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は、過去最高の前期比14.2%増の4,331億円となりました。営業利益は、材料価格の高騰や人件費の上昇等の減益要因があったものの、販売ボリュームの増加及び操業度向上に加え、継続的なコストダウンの実施、為替影響等の増益要因により、前期比42.6%増の475億円と、増収増益となりました。



当期のAP事業を取り巻く事業環境は、日本においては、資材価格高騰や円安の進行を受けて住宅価格の高騰が継続し、新設住宅着工戸数は減少しました。3省連携補助事業による省エネ改修需要は、緩やかな伸長となりました。海外においては、北米ではビル建材市場は不動産市況の悪化の継続により縮小、住宅建材市場は住宅ローン金利の高止まりにより住宅着工は前年並みとなりました。中国では住宅購入規制緩和策が拡大されたものの市場は縮小、台湾では好調な半導体輸出を背景とした景気回復により住宅着工は増加、インドネシアでは住宅購入税制優遇の景気刺激策により住宅着工は増加しました。

このような事業環境のもと、日本においては、住宅事業では、リフォーム商品に加えて高断熱窓化の更なる推進や、開口部商品とエクステリア商品等の同時提案による販売拡大に取り組んだものの、販売は前期を下回りました。ビル事業では、新築・改装分野ともに販売を拡大しました。海外においては、北米ではビル建材・住宅建材ともに販売が前期を上回りました。中国では内需における中級住宅市場での拡販により、台湾では順調な物件施工進捗により販売が前期を上回りました。インドネシアでも中級上位向け商品等の拡販により販売が好調に推移しました。

その結果、売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は、4期連続で過去最高を更新し、前期比4.4%増の5,616億円となりました。営業利益は、日本における原材料・資材価格の高騰や販管費の増加等の影響を販売増加や価格改定、製造コストダウン等により吸収できず、前期比29.3%減の181億円と、増収減益となりました。

その他の事業については、不動産、アルミ製錬事業等を行っています。

その他の事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は、前期比29.3%増の398億円、営業利益は14億円（前期は営業損失2億円）となりました。

2. 資金調達の状況

重要なものではありません。

3. 設備投資の状況

当期は、国内外での事業拡大に伴う投資・合理化・省力化・更新入替を中心に合計864億円の設備投資を実施いたしました。主なものは以下のとおりです。

(ファスニング事業)

ベトナム社ハナム工場増産対応設備、パキスタン社カラチ工場増築・設備強化

(A P 事 業)

YKK AP30ビル建設、YKK AP技術館建設、滑川製造所 Low-Eガラス製造建屋建設、業務標準化・BPRに伴うシステム基盤構築

4. 企業結合等の状況

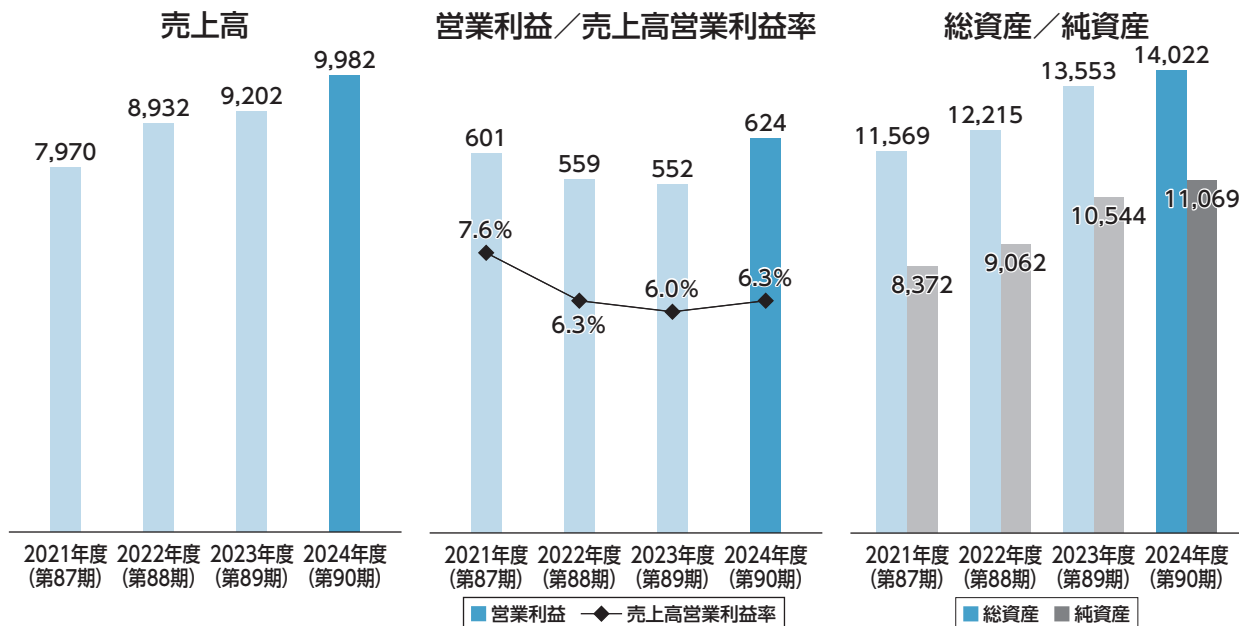
重要なものではありません。

5. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

重要なものではありません。

6. 財産及び損益の状況の推移

区 分		2021年度 (第87期)	2022年度 (第88期)	2023年度 (第89期)	2024年度 (第90期当期)
売上高	億円	7,970	8,932	9,202	9,982
営業利益	億円	601	559	552	624
経常利益	億円	639	606	608	703
親会社株主に帰属 する当期純利益	億円	440	379	423	529
1株当たり当期純利益	円	36,782	31,638	35,339	44,173
総資産	億円	11,569	12,215	13,553	14,022
純資産	億円	8,372	9,062	10,544	11,069
1株当たり純資産	円	682,026	738,691	860,211	903,763



7. 対処すべき課題

当社グループは、2025年度から2028年度までの4年間を対象とする第7次中期経営計画を策定しました。第7次中期経営計画においては、当社グループ中期経営ビジョンとして「Prosper Together for a Sustainable Future 『持続可能な未来へ、共に発展』」を掲げ、顧客・社員・社会などのマルチステークホルダーの抱える課題に真摯に向き合い価値向上に貢献すべく、課題解決力の追求のため「共感力」「技術革新」「人的資本」の3つを最重要ポイントとしております。また、気候変動への懸念を背景とした社会のサステナビリティ意識の更なる高まりや、AI、デジタルトランスフォーメーション（DX）の普及による産業構造の変化を想定しており、これらが事業に与える影響に対し、より広い視野と高い感度で対応することが重要と考えております。多様化するマルチステークホルダーの課題の解決に真摯に向き合い、企業価値向上を目指してまいります。

また、当社グループは、地球規模での環境分野への貢献が求められる中、更に高いレベルの環境経営を実現するため、2019年4月に環境への取組の長期的な方向性を示す「YKKグループ環境ビジョン2050」を策定しました。ファスニング、AP両事業がそれぞれの事業目標を設定し、地球環境に貢献する取組を継続して進めております。

そして、当社はファスニング事業を中核とし、5極地域経営体制のもと「ONE YKKによる持続可能社会実現への貢献」を、YKK AP(株)はAP事業を中核とし、連結経営体制のもと「収益構造の変革」と「技術革新による価値創造」を中期事業方針に掲げ、事業を推進してまいります。

事業別の取組は、次のとおりであります。

（ファスニング事業）

ファスニング事業では、第7次中期事業方針として「ONE YKKによる持続可能社会実現への貢献」を掲げ、ファスニング事業が一体となるONE YKKによるバリューチェーンを構築し、更なる価値を創出してまいります。今後もアパレル業界では調達分散、サステナビリティ意識の高まりや消費者の嗜好変化に伴う小ロット・短サイクル化の進行が想定される中、多様化する顧客要望に対して迅速に応えてまいります。

第7次中期事業計画においては、前中期の「より良いものを、より安く、より速く、よりサステナブルに」のスローガンに加え、新たに「業界をリードするわくわくする商品・サービスの提供」を掲げ、顧客・社員・社会の感動体験を創出する企業への進化を図ってまいります。上記の中期事業方針を受け、「サステナビリティ対応」「わくわくする商品提案」「新たな技術によるコスト競争力追求」「グローバル×ローカル供給網最適化」「グローバルで繋がる業

務基盤構築」「未獲得市場への対応強化」「社員エンゲージメント向上とYKKブランド強化」に取り組んでまいります。

「サステナビリティ対応」については、サーキュラーエコノミーへの移行を後押しする様々な商品の開発や取組を進めます。

「わくわくする商品提案」については、お客様に“わくわく”していただける商品開発・提案を目指します。縫製業者様向けにはより扱いやすい商品、一般消費者の方々に対してはより環境や安全に配慮した社会課題の解決の一助となるような商品の開発を進めます。

「新たな技術によるコスト競争力追求」については、これまで培ってきた無停止・無人生産ラインの要素技術を活用し、スマートファクトリーの基盤確立に取り組みます。また、国/地域の市場特性に応じた設備開発・導入を加速し、更なるコスト競争力強化を図ります。

「グローバル×ローカル供給網最適化」については、内製化をはじめとした地域完結型の供給体制とグローバルでの供給体制を掛け合わせた最適な供給網を構築し、ONE YKKでの納期対応及びコスト競争力の強化を図ります。

「グローバルで繋がる業務基盤構築」については、デジタル技術の活用をはじめとした各種施策を組み合わせ、顧客と生産現場、世界の工場を繋げることで、ファスニング事業のONE YKKによる顧客サービスの向上を実現します。

「未獲得市場への対応強化」については、全世界の一般消費者の方々へYKKファスニング商品を届けたいという強い信念を持ち、未獲得市場の調査・開拓を進めます。

「社員エンゲージメント向上とYKKブランド強化」については、社員に対するブランド浸透活動強化や、YKKブランドの認知度向上に向けた国内外広告やSNS施策に取り組みます。全ての事業活動及びYKKの企業価値向上の原動力となる人財育成においては、グローバルで新たな活躍・挑戦の場を設け、社員エンゲージメントの向上に向けた取組を強化します。

また、2025年度にグローバルエンゲージメント統括グループを設置し、企業価値向上に向け、グローバルで一貫した社員エンゲージメント改善活動を推進・展開してまいります。ONE YKKによる製造・技術・商品・サービスを通じて、持続可能社会の実現を目指し、イノベティブな取組に挑戦し続けることで、YKKのブランド力を強化してまいります。

これらを実現するため、2025年度は総額803億円の設備投資を予定しております。特に、今後の成長を担うISAMEA・ASEAN・中国地域に541億円と積極的に配分し、各地域特性にあった投資をバランスよく実行するとともに、サステナビリティ関連やデジタル関連は将来に向けて重点的に投資してまいります。

(AP事業)

AP事業では、第7次中期事業方針として「収益構造の変革」と「技術革新による価値創造」を掲げました。「収益構造の変革」として、日本ではリフォーム・改装分野へのシフト、素材構成・製造供給体制の最適化を図ります。海外では更なる事業成長を進め、AP事業全体における海外販売構成比を拡大します。さらに価格改定を実施してまいります。「技術革新による価値創造」として、自動化・省人化による生産・業務プロセスの改革、社会価値創造に向けた技術開発を行ってまいります。

2025年度の事業環境は、日本においては、新設住宅着工戸数は減少するものの、3省連携補助事業の継続により、リフォーム・改装市場は底堅く推移すると見込んでおります。また、運賃及び建設施工費の上昇と建設工期の長期化を予測しております。海外においては、北米ではビル建材・住宅建材市場は前年を下回り、中国では市場は引き続き縮小傾向、台湾では住宅着工は前年並み、インドネシアでは住宅着工は増加すると見込んでおります。

このような事業環境のもと、日本においては、リフォーム・改装分野へのシフトに向けて、住宅事業では専門営業組織の設立による大手リテール部門への対応力強化等を、ビル事業では改装専門拠点強化による集合住宅の改装適齢期物件への提案強化に取り組んでまいります。また、内窓のリニューアルや中低層集合住宅向け外窓交換商品の拡充も行います。窓の高付加価値化に向けて、住宅用トリプルガラス樹脂窓やビル用アルミ樹脂複合窓の商品力を強化します。さらに、素材構成の最適化に向けて、住宅事業では、アルミ窓終息に向けた樹脂窓等の高断熱窓の販売を強化し、ビル・エクステリア・産業製品事業では、アルミ生産量拡大に取り組めます。製造供給体制の最適化に向けて、販売市場と輸送効率を考慮した製造供給体制の構築や、グローバル調達推進とサプライチェーンBCP強化、デジタル・ロボット技術による製造ラインの無人化に取り組んでまいります。

海外においては、北米のビル建材では各地域での営業体制強化や製造拠点活用による西部エリアでの販売拡大、住宅建材では南部6州における販売エリアの拡大を図ります。中国では、新築分野において高断熱商品の投入や中級市場での更なる拡販を進め、改装分野においては商品拡充や更なるチャネル拡大による拡販に取り組めます。台湾では全域における販売強化と大型物件対応の体制強化を、インドネシアでは中級上位向け商品の更なる浸透等を図ってまいります。さらに新規地域として、欧州市場への参入を検討してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、当社グループの企業活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

8. 主要な事業セグメント（2025年3月31日現在）

区 分	主要な事業内容
ファスニング事業	各種ファスナー、ファスナー用部品、ファスナー材料、スナップ・ファスナー、ボタン等の製造販売
A P 事業	住宅用窓・サッシ、ビル用窓・サッシ、室内建具、エクステリア、形材製品、建材用部品等の設計、製造、施工及び販売

9. 主要拠点等（2025年3月31日現在）

当 社 本 社	東京都千代田区
黒 部 事 業 所	富山県黒部市
子 会 社	
国 内 拠 点	YKK AP(株)（東京都、富山県、宮城県、熊本県、香川県、埼玉県）
海 外 拠 点 (国/地域)	YKK韓国社（韓国）、YKK台湾社（台湾）、YKK U.S.A.社（米国）、YKKトルコ社（トルコ）、YKKバングラデシュ社（バングラデシュ）、YKKベトナム社（ベトナム）、YKKインドネシア社（インドネシア）、YKKジプコ・インドネシア社（インドネシア）、大連YKKジッパー社（中国）、上海YKKジッパー社（中国）、YKK深圳社（中国）、YKK APアメリカ社（米国）、YKKアルミニウム・オーストラリア社（オーストラリア）

10. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
ファスニング事業	27,210 名	(増) 514 名
A P 事業	18,252	(増) 418
そ の 他	668	(増) 6
全 社 (共 通)	175	(増) 4
合 計	46,305	(増) 942

(注) 従業員数は、就業人員であります。

11. 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

名 称	資 本 金	議 決 権 比 率		主要な事業内容
		直 接	間 接	
		%	%	
Y K K 韓 国 社	5,825百万韓国ウォン	100.0	—	ファスニング製品の製造販売
Y K K 台 湾 社	100,000千台湾ドル	73.9	—	ファスニング製品の製造販売
YKKコーポレーション・オブ・アメリカ	66,000千米ドル	100.0	—	北 中 南 米 地 域 の 統 括
Y K K U . S . A . 社	15,000千米ドル	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
YKKホールディング・ヨーロッパ社	47,832千ユーロ	100.0	—	欧州・中東・アフリカ地域の統括
Y K K ト ル コ 社	27,245千トルコリラ	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
YKKホールディング・アジア社	383,859千シンガポールドル	100.0	—	中国・日本以外のアジア地域の統括
Y K K バ ン グ ラ デ シ ュ 社	16,000千米ドル	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
Y K K ベ ト ナ ム 社	15,171千米ドル	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
Y K K イ ン ド ネ シ ア 社	6,320千米ドル	—	69.7	ファスニング製品の製造販売
YKKジプコ・インドネシア社	127,300千米ドル	0.5	99.5	ファスニング製品の製造販売
Y K K 中 国 投 資 社	401,200千米ドル	100.0	—	中 国 地 域 の 統 括
大 連 Y K K ジ ッ パ ー 社	80,000千米ドル	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
上 海 Y K K ジ ッ パ ー 社	77,300千米ドル	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
Y K K 深 圳 社	98,000千米ドル	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
Y K K A P (株)	14,000百万円	100.0	—	建材の製造販売及び工事
Y K K A P ア メ リ カ 社	68,000千米ドル	—	100.0	建 材 の 製 造 販 売
Y K K 不 動 産 (株)	180百万円	100.0	—	不動産の売買・賃貸・管理
YKKビジネスサポート(株)	100百万円	100.0	—	事 務 請 負 サ ー ビ ス
YKKアルミニウム・オーストラリア社	36,925千豪ドル	100.0	—	ア ル ミ 地 金 販 売

（注）当期末日における特定完全子会社（完全子会社等の株式の帳簿価額が当社の総資産額の5分の1を超える場合における当該完全子会社等）の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社名称：YKK AP(株)

特定完全子会社住所：東京都千代田区神田和泉町1番地

特定完全子会社株式の帳簿価額：111,400百万円

当社総資産額：537,660百万円

12. 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借 入 先						借 入 金 残 高
						百万円
(株)	み	ず	ほ	銀	行	2,000
(株)	三	菱	U	F	J 銀 行	1,500

II. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,260,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,199,240.05株（うち自己株式462.75株）
- (3) 株主数 9,004名（端株主2,990名を含む）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株	株	%
Y K K 恒 友 会 （ 従 業 員 持 株 会 ）	292,785.00	24.42
(有) 吉 田 興 産	150,365.30	12.54
(株) み ず ほ 銀 行	59,448.00	4.96
吉 田 忠 裕	55,941.85	4.67
(株) 北 陸 銀 行	36,291.00	3.03
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	32,000.00	2.67
吉 田 政 裕	30,136.90	2.51
吉 川 美 知 子	20,107.90	1.68
吉 田 直 人	19,930.50	1.66
田 中 ゆ か り	16,724.10	1.40

（注）持株比率は、自己株式（462.75株）を控除して計算しております。

2. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位		氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長		猿 丸 雅 之	YKK AP(株)取締役 YKKコーポレーション・オブ・アメリカ取締役会長 YKK中国投資社董事長
代 表 取 締 役 社 長		大 谷 裕 明	YKKホールディング・ヨーロッパ社取締役 YKKホールディング・アジア社取締役
取 取 締 締 役 役		松 嶋 耕 一 本 田 聡	副社長 事業戦略担当（兼）事業戦略本部長 年金政策担当 CFO（最高財務責任者） 副社長 経営管理担当（兼）管理本部長 YKK企業年金基金理事長 YKK健康保険組合理事長
取 取 締 締 役 役		小 湯 林 喜 峰 本 克 也	副社長 製造・技術本部長 コンプライアンス担当 CRO（最高リスクマネジメント責任者） 執行役員 管理本部 法務・知的財産部長 研究開発担当
取 取 締 締 役 役		池 田 文 夫 堀 秀 充	YKK AP(株)代表取締役会長 YKK AP中国投資社董事長
取 取 締 締 役 役		小 野 桂 之 介 岡 田 英 理 香 新 井 佐 恵 子	一橋大学大学院教授 (有)アキュレイ代表 住友ファーマ(株)社外取締役 白鷗大学特任教授 花王(株)社外監査役
常 勤 監 査 役 役		永 田 清 貴 南 森 田 恒 平	YKK AP(株)監査役 フロンティア・マネジメント(株)社外取締役 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役 小野桂之介、岡田英理香の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 新井佐恵子、南晃、森田恒平の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①2024年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、次の監査役が就任及び退任いたしました。

【就任】

氏 名	役 位
南 晃	監 査 役
森 田 恒 平	監 査 役

【退任】

氏 名	役 位
河 井 聡	監 査 役
柳 田 直 樹	監 査 役

②当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

【退任】

氏 名	退 任 の 内 容	退 任 日
岡 田 英 理 香	(株)りそな銀行社外取締役監査等委員	2024年6月25日

③当事業年度中の監査役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

【退任】

氏 名	退 任 の 内 容	退 任 日
新 井 佐 恵 子	東急不動産ホールディングス(株)社外取締役	2024年6月26日

4. 当事業年度末日後に生じた取締役及び監査役の異動

①当事業年度末日後の取締役の地位又は担当の異動は、次のとおりであります。

2025年4月1日付

氏 名	異 動 後	異 動 前
大 谷 裕 明	代表取締役会長	代表取締役社長
松 嶋 耕 一	代表取締役社長	取締役 副社長 事業戦略担当 (兼) 事業戦略本部長
猿 丸 雅 之	取締役	代表取締役会長
本 田 聡	取締役 年金政策担当 CFO (最高財務責任者) 副社長 管理本部長	取締役 年金政策担当 CFO (最高財務責任者) 副社長 経営管理担当 (兼) 管理本部長
湯 本 克 也	取締役 コンプライアンス担当 CRO (最高リスクマネジメント責任者)	取締役 コンプライアンス担当 CRO (最高リスクマネジメント責任者) 執行役員 管理本部 法務・知的財産部長

②当事業年度末日後の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

【就任】

氏 名	就 任 の 内 容	就 任 日
大 谷 裕 明	YKKコーポレーション・オブ・アメリカ取締役会長	2025年5月1日
	YKK中国投資社董事長	2025年5月9日
松 嶋 耕 一	YKKホールディング・ヨーロッパ社取締役	2025年5月8日

【退任】

氏 名	退 任 の 内 容	退 任 日
猿 丸 雅 之	YKKコーポレーション・オブ・アメリカ取締役会長	2025年5月1日
	YKK中国投資社董事長	2025年5月9日
大 谷 裕 明	YKKホールディング・ヨーロッパ社取締役	2025年5月8日

5. 監査役 永田清貴氏は、長年にわたり当社経理部門において経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役 新井佐恵子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は執行役員制度を採用しており、2025年4月1日現在の各執行役員の役位、氏名及び担当又は主な役職は、次のとおりであります。

※印は取締役

役 位			氏 名	担当又は主な役職
※	社 長		松 嶋 耕 一	
※	副 社 長		小 林 喜 峰	製造・技術本部長
※	副 社 長		本 田 聡 子	管理本部長
	副 社 長		小 林 聖 子	黒部事業所長
	副 社 長		敷 田 透 子	事業戦略本部長
	上席常務執行役員		九十九 孝 司	営業本部 商品戦略部長
	上席常務執行役員		米 島 久 嗣	製造・技術本部 生産技術部長
	上席常務執行役員		富 田 雅 人	製造・技術本部 製造・技術企画室長
	上席常務執行役員		松 本 光 司	経営企画室長
	上席常務執行役員		坪 島 広 和	中国総代表
	常務執行役員		加 藤 貴 之	事業戦略本部 グローバルマーケティンググループ長
	常務執行役員		竹 田 光太郎	事業戦略本部 事業企画室長
	常務執行役員		荒 谷 礼 右	営業本部長
	常務執行役員		西 崎 誠 浩	営業本部 用途開拓部長
	常務執行役員		佐 藤 靖 浩	営業本部 商品開発部長
	常務執行役員		上 坂 朋 正	製造・技術本部 生産技術部 チェーン技術開発室長
	常務執行役員		木 本 敏 宏	製造・技術本部 生産技術部 スライダー技術開発室長
	常務執行役員		滝 山 博 徳	製造・技術本部 生産技術部 仕上技術開発室長
	常務執行役員		松 井 勇 廣	製造・技術本部 機械製造部長
	常務執行役員		熊 谷 一 廣	管理本部 総務部長
	常務執行役員		篠 田 芳 夫	管理本部 人事部長
	常務執行役員		杉 田 圭 圭	管理本部 財務・経理部長
	常務執行役員		六 車 伸 一	管理本部 情報システム部長
	常務執行役員		原 田 康 弘	管理本部 法務・知的財産部長
	常務執行役員		北 原 裕 二	S&B推進部長
	常務執行役員		永 田 行 雄	ジャパンカンパニー 製造統括部長
	常務執行役員		新 井 篤 篤	ジャパンカンパニー プレジデント
	常務執行役員		喜 多 和 彦	テクノロジー・イノベーションセンター 技術戦略推進室長
	常務執行役員		吉 岡 麻 子	サステナビリティ推進室長
	常務執行役員		恒 田 隆 一	デジタル業務推進部長
	常務執行役員		青 木 孝 之	調達・ロジスティクス室長
	常務執行役員		前 田 稔 稔	環境・安全・施設管理部長
	常務執行役員		ジェシカ・コルク	経営企画室 グローバルエンゲージメント統括グループ長
	常務執行役員		中 村 幸 世	監査室長
	常務執行役員		市 橋 昭 義	品質管理・保証部長
	常務執行役員		川 上 耕 平	Europe事業総括
	常務執行役員		古 川 裕 二	ASEAN事業総括（兼）YKKベトナム社社長
	常務執行役員		クリス・グリーンソン	Americas事業総括（兼）YKK U.S.A.社社長
	常務執行役員		出 口 仁	ISAMEA事業総括（兼）YKKインド社社長

(2) 責任限定契約の内容の概要等

当社は、社外取締役小野桂之介氏及び岡田英理香氏、並びに社外監査役新井佐恵子氏、南晃氏及び森田恒平氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役猿丸雅之氏、大谷裕明氏、松嶋耕一氏、本田聡氏、小林喜峰氏、湯本克也氏、池田文夫氏、堀秀充氏及び社外取締役小野桂之介氏、岡田英理香氏、並びに監査役永田清貴氏及び社外監査役新井佐恵子氏、南晃氏、森田恒平氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被補償者の職務の執行に悪意又は重過失がある場合には補償がなされず、また、被補償者に事実関係の報告義務、損失軽減義務及び資料提供義務を課し、これを怠る場合には補償がなされない、などの措置を講じております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社であるYKK AP(株)の全取締役、監査役、執行役員及び専門役員等であります。当該保険の保険料は全て当社及びYKK AP(株)が負担しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別報酬等の決定に関する方針

当社は、2022年3月31日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の決定に関する方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の決定に関する方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値を持続的に向上させ、株主に対する安定配当を実施することとの整合性を勘案し、かつ業績向上の意識を高めるべく当社業績を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、短期報酬としての基本報酬および役員賞与、ならびに長期報酬としての退職慰労金により構成する。報酬は金銭報酬とし、非金銭報酬は支給しない。

b. 基本報酬および退職慰労金の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、月額かつ固定とし、役位および職責に応じて他社水準、報酬決定時の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。退職慰労金は、役位および職責に応じて在籍1年ごとに加算される慰労金年額の累積額を基礎とし、取締役の在任期間中の功績や退任時の業績等を総合的に勘案して決定するものとし、退任時に支給する。

c. 業績連動報酬（役員賞与）の額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬（役員賞与）は、事業年度ごとのグループ全体の業績向上に対する意識を高めるため、単年度の連結業績に応じて決定することを基本方針とする。具体的には、株主に対する安定配当を重視する当社の配当基本方針との整合性を勘案して、親会社株主に帰属する当期純利益を用いて算出した額を基準とし、毎年、事業年度末後の一定の時期に支給する。業績連動報酬の額は、基本報酬月額の12ヵ月分を上限とし、親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスとなる場合には、支給しない。

d. 基本報酬および業績連動報酬（役員賞与）等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等のうち、基本報酬の割合をより高く設定し、報酬体系全体として、中長期での企業価値向上を図る方針とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

基本報酬および役員賞与については、代表取締役会長が取締役会決議にもとづき委任を受け、個人別の報酬額の具体的内容を決定するものとする。代表取締役会長に委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の役員賞与の配分とする。取締役会

は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、取締役の報酬に関する内規を定めるものとし、代表取締役会長は、当該内規の内容に従って当該権限を行使するものとする。退職慰労金の金額については、株主総会の一任決議を経て、取締役会の決議によりこれを定める。

上記の権限が適切に行使されるよう、取締役会の諮問委員会として指名・報酬委員会を設置する。同委員会は、取締役会の決議により社外取締役1名以上を含む3名以上で構成する。同委員会は、取締役、執行役員等の報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額、報酬内規の制定・改廃、業績評価等に関する事項を審議し、その結果を取締役会に答申する。取締役会および取締役会の委任を受けた代表取締役会長は、同委員会の審議結果を最大限尊重して意思決定を行う。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		支給人数 (名)
		基本報酬等	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	420 (29)	309 (18)	111 (11)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	68 (41)	44 (25)	23 (16)	6 (5)
計 (うち社外役員)	488 (71)	353 (43)	135 (28)	16 (7)

- (注) 1. 上記の基本報酬等の総額には、基本報酬（月額かつ固定での金銭報酬）のほか、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した59百万円（うち社外取締役2百万円、社外監査役3百万円）が含まれております。
2. 上記には、2024年6月27日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役2名）が含まれております。
3. 業績連動報酬（役員賞与）については、事業年度ごとのグループ全体の業績向上に対する意識を高めるため、単年度の連結業績に応じて決定することを基本方針としております。具体的には、株主に対する安定配当を重視する当社の配当基本方針との整合性を勘案して、親会社株主に帰属する当期純利益を用いて算出した額を基準とし、毎年、事業年度末後の一定の時期に支給いたします。業績連動報酬の額は、基本報酬月額12ヵ月分を上限とし、親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスとなる場合には、支給いたしません。なお、2024年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、52,955百万円であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額30百万円（執行役員兼務取締役の執行役員給与相当額を含む）と決議いただいております。なお、上記決議時において、取締役の員数は9名でありました。
5. 監査役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第61回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。なお、上記決議時において、監査役の員数は5名でありました。

6. 上記のほか、2024年6月27日開催の第89回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役2名）に対し退職慰労金として31百万円（うち社外監査役31百万円）を支給しております。なお、この金額には当該事業年度前の事業年度に係る事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

7. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を得た範囲内で、各取締役の月額固定報酬及び賞与の総額を決定するとともに、報酬決定に係る機動的な対応を可能とするため、各取締役の月額固定報酬及び賞与の個別の報酬額を確定させることを代表取締役会長である猿丸雅之に一任し、同氏が当該個別の報酬額を決定いたしました。取締役会は、上記委任に際して、同氏により当該決定権限が適切に行使されるようにするための措置として、同氏は取締役の報酬に関する内規に従って当該権限を行使するものとし、かつ、指名・報酬委員会から取締役会に対する審議答申結果を最大限尊重しなければならないこととしております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の状況

ア. 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
岡 田 英 理 香	一橋大学大学院	教授	当社との特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役の果たすべき役割の内容の概要

取締役 小野桂之介氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席しております。同氏は、大学の教授職等として長年にわたり経営管理を研究し、また、他企業の社外役員等の経験も有しており、その専門的見地と豊富な経験に基づく客観的な視点から、当社の経営全般についての発言・提言を随時行っております。なお、同氏は当事業年度に開催された指名・報酬委員会に委員として11回出席し、役員候補者の選定や役員報酬の決定の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

取締役 岡田英理香氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しております。同氏は、大学の教授職等として長年にわたり経営管理を研究し、また、他企業の社外役員等の経験も有しており、その専門的見地と豊富な経験に基づく客観的な視点から、当社の経営全般についての発言・提言を随時行っております。なお、同氏は当事業年度に開催された指名・報酬委員会に委員として11回出席し、役員候補者の選定や役員報酬の決定の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

② 社外監査役の状況

ア. 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
新 井 佐 恵 子	(有)アキュレイ	代表	当社との特別な関係はありません。
	住友ファーマ(株)	社外取締役	当社との特別な関係はありません。
	白鷗大学	特任教授	当社との特別な関係はありません。
	花王(株)	社外監査役	当社との特別な関係はありません。
南 晃	フロンティア・マネジメント(株)	社外取締役	当社との特別な関係はありません。
森 田 恒 平	森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業	パートナー弁護士	当社は兼職先法律事務所より各種法的助言を受けております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会には、新井佐恵子氏が13回中12回、南晃氏が10回中10回、森田恒平氏が10回中10回出席し、それぞれの専門的な見地から、適宜質問し意見を述べております。

監査役会には、新井佐恵子氏が15回中14回、南晃氏が11回中11回、森田恒平氏が11回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

なお、南晃氏及び森田恒平氏は2024年6月27日開催の第89回定時株主総会におきまして新たに監査役に選任されたため、上記取締役会及び監査役会の開催回数が他の監査役と異なっております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	97百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	138百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額が明確に区分されておらず、実質的にも区分できないため、①の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

3. 重要な子会社の計算関係書類監査を行う者に関する事項

当社の重要な子会社のうち、YKKコーポレーション・オブ・アメリカ、YKK U.S.A.社ほか15社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

4. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

Ⅲ．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な財務体質を維持・強化するための内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当の継続を基本とし、連結業績等を総合的に勘案して配当金を決定しています。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき3,200円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の金額及び持株数については表示単位未満を切り捨てて、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	819,931
現金及び預金	371,292
受取手形、売掛金及び契約資産	216,308
有価証券	1,749
棚卸資産	201,684
その他の流動資産	31,920
貸倒引当金	△3,024
固定資産	582,361
有形固定資産	464,882
建物及び構築物	188,679
機械装置及び運搬具	145,655
土地	66,933
建設仮勘定	19,264
その他の有形固定資産	44,349
無形固定資産	32,930
投資その他の資産	84,548
投資有価証券	49,768
繰延税金資産	15,121
その他の投資	20,783
貸倒引当金	△1,125
資産合計	1,402,292

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	222,126
支払手形及び買掛金	60,374
短期借入金	4,550
1年内返済予定の長期借入金	10
未払法人税等	8,152
賞与引当金	25,076
従業員等預り金	36,648
その他の流動負債	87,314
固定負債	73,203
社債	20,000
長期借入金	2,062
繰延税金負債	11,871
退職給付に係る負債	15,279
役員退職慰労引当金	477
その他の固定負債	23,512
負債合計	295,330
(純資産の部)	
株主資本	932,065
資本金	11,992
資本剰余金	35,394
利益剰余金	884,708
自己株式	△29
その他の包括利益累計額	151,345
その他有価証券評価差額金	20,237
繰延ヘッジ損益	866
為替換算調整勘定	106,572
退職給付に係る調整累計額	23,668
非支配株主持分	23,550
純資産合計	1,106,961
負債純資産合計	1,402,292

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		998,299
売上原価		649,684
売上総利益		348,614
販売費及び一般管理費		286,210
営業利益		62,404
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,177	
為替差益	1,411	
その他の営業外収益	4,796	14,385
営業外費用		
支払利息	1,151	
その他の営業外費用	5,324	6,475
経常利益		70,314
特別利益		
固定資産売却益	780	
負ののれん発生益	1,172	
その他の特別利益	50	2,004
特別損失		
固定資産売却損及び除却損	1,593	
その他の特別損失	1,766	3,360
税金等調整前当期純利益		68,958
法人税、住民税及び事業税	21,047	
法人税等調整額	△6,752	14,294
当期純利益		54,663
非支配株主に帰属する当期純利益		1,708
親会社株主に帰属する当期純利益		52,955

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	164,542
現金及び預金	73,749
受取手形	1,822
売掛金	15,584
商品及び製品	2,382
仕掛品	13,163
原材料及び貯蔵品	7,246
短期貸付金	25,208
その他の流動資産	25,995
貸倒引当金	△608
固定資産	373,117
有形固定資産	79,324
建物	33,868
構築物	5,084
機械及び装置	16,101
車両運搬具	338
工具、器具及び備品	3,764
土地	17,535
建設仮勘定	2,631
無形固定資産	3,959
ソフトウェア	3,259
その他の無形固定資産	700
投資その他の資産	289,833
投資有価証券	21,464
関係会社株式	248,575
繰延税金資産	1,356
関係会社長期貸付金	15,850
その他の投資	2,605
貸倒引当金	△18
資産合計	537,660

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	53,510
支払手形	1,585
買掛金	5,406
短期借入金	4,500
未払金	5,699
未払費用	2,698
未払法人税等	1,678
預り金	13,619
賞与引当金	5,431
従業員預り金	11,414
その他の流動負債	1,476
固定負債	52,525
社債	20,000
長期借入金	2,000
退職給付引当金	10,593
役員退職慰労引当金	477
その他の固定負債	19,453
負債合計	106,035
(純資産の部)	
株主資本	420,250
資本金	11,992
資本剰余金	35,261
資本準備金	35,261
利益剰余金	373,026
利益準備金	2,666
その他利益剰余金	370,359
配当準備積立金	3,400
海外投資等損失積立金	7,500
買換資産圧縮積立金	6
別途積立金	343,400
繰越利益剰余金	16,052
自己株式	△29
評価・換算差額等	11,373
その他有価証券評価差額金	11,373
純資産合計	431,624
負債・純資産合計	537,660

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		108,843
売上原価		71,136
売上総利益		37,707
販売費及び一般管理費		46,138
営業損失		8,431
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,902	
固定資産貸与料	2,880	
その他の営業外収益	302	22,085
営業外費用		
支払利息	453	
貸与資産関係費用	2,142	
為替差損	604	
その他の営業外費用	279	3,479
経常利益		10,174
特別利益		
固定資産売却益	26	
その他の特別利益	1	28
特別損失		
固定資産売却損及び除却損	610	
その他の特別損失	106	716
税引前当期純利益		9,486
法人税、住民税及び事業税	342	
法人税等調整額	△3,482	△3,140
当期純利益		12,626

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

YKK株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 隆 浩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 表 晃 靖
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 野 村 充 基
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、YKK株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、YKK株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

YKK株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 崎 隆 浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 表 晃 靖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 村 充 基

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、YKK株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

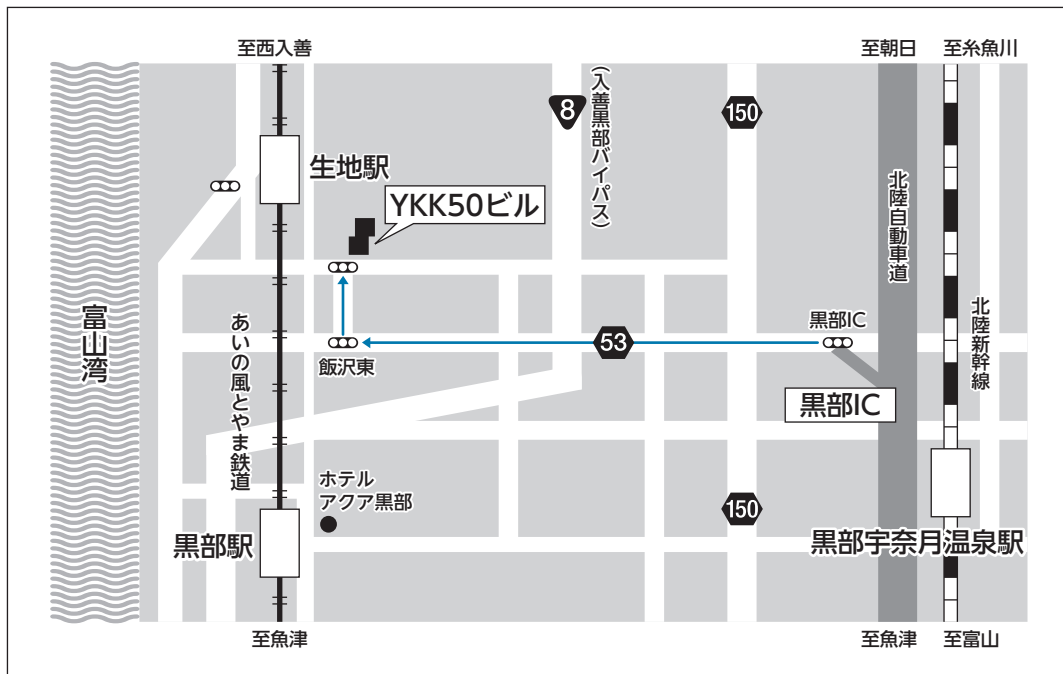
(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

YKK株式会社	監 査 役 会
社外監査役	新 井 佐 恵 子
常勤監査役	永 田 清 貴
社外監査役	南 田 晃 平
社外監査役	森 田 恒 平

|||||||【株主総会会場ご案内略図】|||||||



Y K K 50ビル1階会議場
〒938-8601 富山県黒部市吉田200番地
電話 03-3864-2033(株式関係お問合せ)
0765-54-8000(株主総会会場 窓口)

<公共交通機関をご利用の場合>

- あいの風とやま鉄道黒部駅より タクシー・約10分
- あいの風とやま鉄道生地駅より 徒歩・約15分
- 黒部宇奈月温泉駅より タクシー・約17分

<お車をご利用の場合>

- 北陸自動車道・黒部ICより → 車・約15分

【送迎車のご案内】

以下の駅より送迎車をご用意しております。

- ・黒部宇奈月温泉駅前 8：10発
- ・あいの風とやま鉄道黒部駅前 8：25発

利用希望の株主様は、出発予定時刻15分前より、駅改札前にお集まりください。
また、株主総会終了後も、会場から両駅まで運行いたします。

注1 予期せぬ交通渋滞等が生じた場合は、会場への到着が遅れることも想定されますので、ご了承ください。

注2 終了後の発車時刻につきましては、当日ご案内いたします。

【株主様へのお願い】

- ・株主総会にご出席になる株主様には、会場へのご入場(送迎車へのご乗車、及び当社敷地内への車又は徒歩でのお立ち入りを含む)までに議決権行使書のご提示をお願いすることがありますので、ご来場の際にはお手元にご用意くださいますようお願い申し上げます。場合によりましては、身分証明書のご提示をお願いすることもありますので、予めご了承ください。なお、受付開始時間は、午前8時を予定しております。
- ・当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。
- ・会場建物、敷地内に喫煙場所はございません。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。